

豊川市立代田中学校 いじめ防止基本方針

豊川市立代田中学校

1 いじめの定義

いじめの定義（文部科学省）

「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

2 いじめ防止等についての基本的な考え方

いじめを重大な人権侵害であるにとらえる。いじめは人として絶対に許されない行為である。また、どの学校でも、どの学年・学級でもどの子どもにも起こり得るという認識に立って、早期発見に努め、解決に向けて迅速かつ有効な対応を進めていく。

いじめ防止対策推進法では「いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあること」と記されている。

いじめに対して教職員が一致団結し、日頃から些細な兆候を見逃さないように努め、学校全体で組織的に対応していかなければならない。

学校は、子どもたちが安心して楽しく学べる環境でなくてはならない。生徒が、仲間とともに成長できるよう、道徳・特別活動をはじめ、学校教育活動全体で規範意識の向上を図ったり、集団のあり方について学習を深めたりする。また、いじめ防止プログラムを策定し、迅速な対応を心がけるとともに、日頃から専門機関との連絡を密にし、情報の共有を図るなど、いじめの未然防止と早期解消に向けて取り組むこととする。

3 代田中いじめ防止等対策組織

本校に「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。この委員会は運営委員会後に開催し、職員会議後に情報共有できる時間を設け、全職員が、いじめに対する生徒や保護者、地域の声に耳を傾け、迅速かつ慎重に対応できるようにする。メンバーは、校長、教頭、教務主任、校務主任、各学年主任、生徒指導主事、不登校担当、養護教諭、事務で構成し、必要に応じてスクールカウンセラーや専門機関の方を交えるものとする。

(1) いじめ防止等に関する取り組み

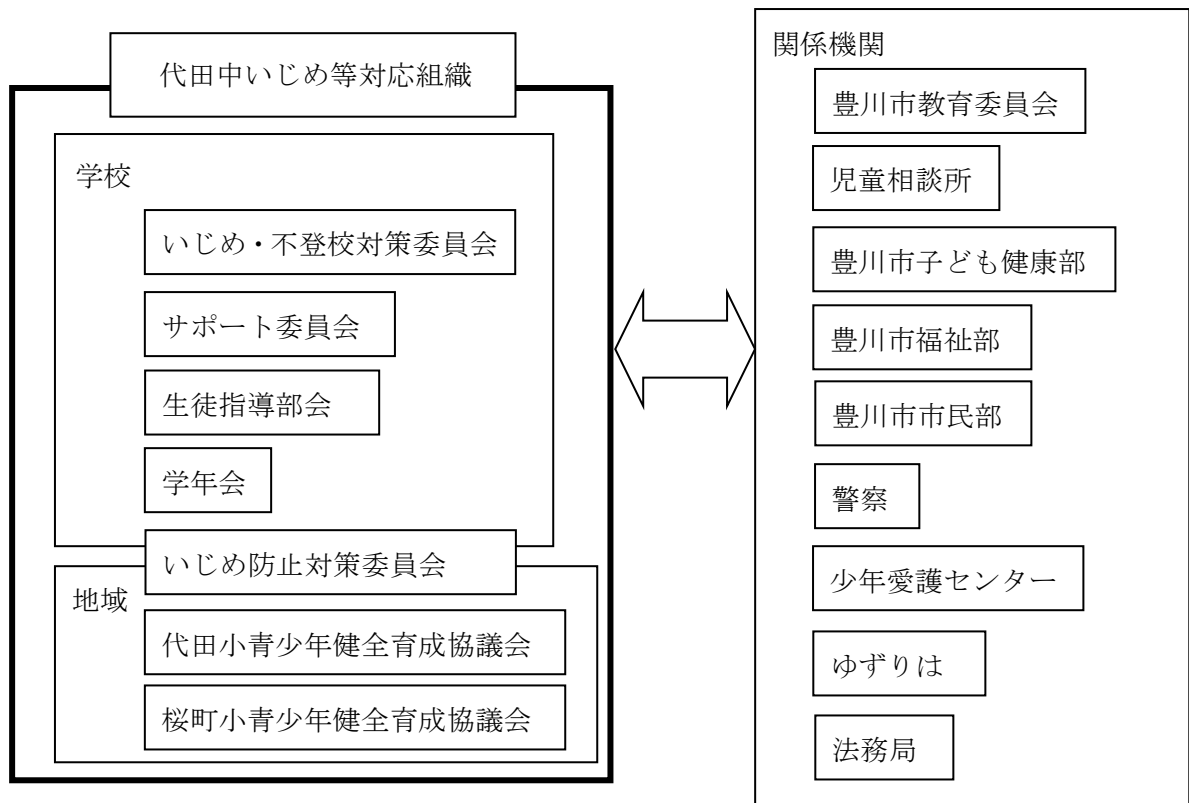
- ① 教育相談活動、生活ノートを活用、生徒及び家庭との連絡を密に行い、早期発見、早期解決に努める。
- ② 定期的に「学校生活・いじめ」に関するアンケートを行う。(6月、9月上旬、11月、2月に実施予定)
- ③ 対策委員組織、学年会の協力体制を確実にする。
- ④ 専門機関やスクールカウンセラーをうまく活用し、相談、連絡を密にする。

また、下記の委員会や部会とも連携し、いじめの未然防止と早期解消につなげていくこととする。

○サポート委員会 (不登校対策担当・通級担当・日本語指導担当・養護教諭・各学年主任・校務・スクールカウンセラー)

○生徒指導部会 (生徒指導主事・各学年生活指導担当・養護教諭・校務・スクールカウンセラー)

(2) 組織図



4 いじめ防止等に関する具体的な取り組み

生徒が発する小さなサインを見逃さないようにし、早期発見に努める。定期的にいじめアンケート調査を実施するとともに、教育相談の時間を設け、子どもの悩みを受け取る。

(1) いじめの未然防止

- ① 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- ② 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ③ 教育活動全体を通して、道徳・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ④ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者・被害者にならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見

- ① いじめアンケートや教育相談を定期的実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- ② 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ③ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめへの対処

- ① いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」等を開催し、組織的にかつ迅速に対応する。
- ② 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ③ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ④ 教職員の共通理解を図り、保護者の協力を得て、スクールカウンセラー等の専門家や警察、児童相談所等の関係機関と連携し、対応する。
- ⑤ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ⑥ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察などとも連携して行う。

5 重大事態への対処

生徒の生命・心身又は財産に重大な被害があり、又は相当期間にわたり被害生徒が欠席を余儀なくされたり、多人数によるいじめが相当期間継続したりするなどの重大事態への対応については、教育委員会へ発生報告をする。学校が調査主体となった場合、以下のようにする。

- (1) 学校に重大事態の調査組織を設置する。
- (2) 事実関係を明確にするための調査（面談、アンケート等）を実施する。
- (3) いじめを受けた生徒及びその保護者へ適切な情報提供をする。
- (4) 調査結果を教育委員会へ報告する。
- (5) 調査結果を踏まえた必要な措置をとる。